

在留資格「介護」創設の意義についての研究

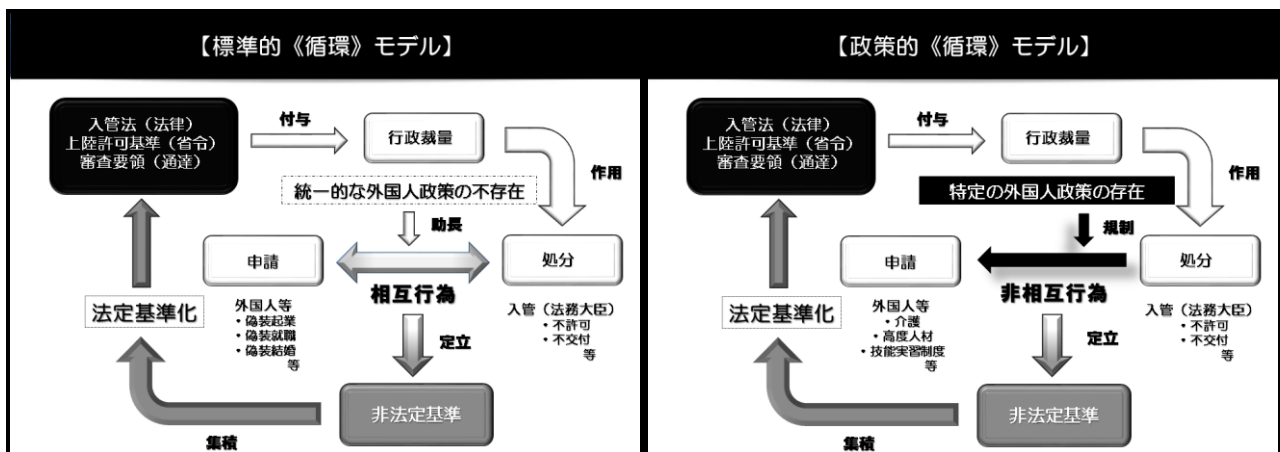
——外国人介護労働者が日本社会へ与える影響について——

立教大学大学院 近藤秀将

1 目的 この報告の目的は、2016年11月18日成立した出入国管理及び難民認定法改正法案（以下「改正入管法」とする）によって創設された在留資格「介護」による外国人介護労働者の本格的導入が日本社会へ与える意義を明らかにする。この点、政府が本改正背景として挙げているのは「高齢化が進む中、質の高い介護に対するニーズが増大」であるが、「質の高い介護へのニーズ」への対応が外国人労働者の導入で達成できるかについての根拠が明らかではない。

2 方法

そこで、報告者が提唱している行政裁量《循環》モデルを使い、在留資格「介護」創設に至る本改正過程を分析する。なお、行政裁量《循環》モデルは、在留資格等に合わせて、①標準的《循環》モデル、②人道的《循環》モデル、③政策的《循環》モデルに分類されるが、本報告においては①及び③を使用する。



3 結果

分析の結果、在留資格「介護」は、申請と処分の相互行為に基づくものではなく、従来の在留資格の枠組みとは異なると明らかとなった（政策的《循環》モデルを適用）。

現業に従事する活動— α 専門的・技術的と評価できる在留資格該当現業（「技能」等）
 β 専門的・技術的と評価できる非在留資格該当現業
 θ 専門的・技術的と評価できない非在留資格該当現業（単純労働）

具体的には、「介護労働」は、在留資格「介護」創設によって「 β 専門的・技術的と評価できる非在留資格該当現業」から「 α 専門的・技術的と評価できる在留資格該当現業」へ転換したが（在留資格化）、本来 α は、日本人の雇用への配慮等から、外国人が従事するのが便宜である活動に限定されていた。しかしながら、「介護労働」は、そのような活動ではなく、日本人が従事できる活動である。ところが、その厳しい労働環境や低賃金を理由として「介護労働」に従事する日本人が不足したことが、「介護労働」の β から α への転換（在留資格化）へと至ったと考える。さらに、 β と「 θ 単純労働」との境界は非常に曖昧なものである。

4 結論

以上から、在留資格「介護」創設は、日本人の雇用へ配慮等を重視していた従来の出入国管理政策からパラダイムシフトし「単純労働者」の受入れの端緒となり得ると考える。なぜなら、本来、日本人が従事できる活動であれば、雇用環境改善や賃金上昇等により日本人の雇用を確保すべきにもかかわらず、それを外国人労働者の導入によりその労働力不足に対応するからである。